

平成27年6月  
農林水産省  
消費・安全局動物衛生課

## ドイツからの生鮮豚肉の輸入について (ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ヘッセン州、ラインラント＝プファルツ州、ザールラント州の豚コレラの清浄性に関するリスク評価の概要)

### 1. 背景

- (1) ドイツにおいては、2006年5月以降、飼育豚における豚コレラの発生は抗体のみ陽性の事例も含め確認されていない。しかしながら、野生イノシシにおいては2005年10月以降、豚コレラの発生が確認されていたことから、2005年12月以降、一部地域において野生イノシシを対象としたワクチン投与が行われていた。
- (2) このため、ドイツから我が国に輸入される生鮮豚肉については、2008年5月以降、豚コレラに関する地域主義を適用した家畜衛生条件を取り決め、豚コレラ清浄地域のみからの輸入を認めている。  
豚コレラ清浄地域：ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ヘッセン州、ラインラント＝プファルツ州、ザールラント州の4州（非清浄地域）以外の12州
- (3) ドイツにおいては、2009年8月以降、野生イノシシにおいてもウイルス検出事例は確認されておらず、また、2012年3月に野生イノシシへのワクチン投与を全面中止したことから、2012年8月、ドイツから我が国に対し、非清浄地域についても豚コレラの清浄性を認定し、ドイツ全土からの生鮮豚肉の輸入を認めて欲しい旨の要請があった。
- (4) このため、非清浄地域における豚コレラのサーベイランスの状況等に関する情報収集を行い、清浄性の評価を行った。

### 2. 非清浄地域における豚コレラに関する情報

- (1) 地理的状況  
非清浄地域の4州は全てドイツ南西部にあり、このうちラインラント＝プファルツ州及びザールラント州はフランスとの国境に、ノルトライン＝ヴェストファーレン州はオランダ及びベルギーとの国境に接している。
- (2) 診断体制  
豚コレラの診断は、エライザ（血清学的検査）及びリアルタイムPCR（ウイルス学的検査）を基本とし、更なる検査が必要な場合には、中和抗体検査やウイルス分離検査が行われる。エライザ等のスクリーニング検査は地方診断施設において行われ、更なる検査は豚コレラの

ナショナルリファレンスラボラトリーで行われる。

(3) 豚コレラ発生時の防疫対応

EU 指令 2001/89/EC により、豚コレラが発生した場合の防疫対応が定められている。野生イノシシにおける豚コレラ発生が確認された場合は、感染区域を設定し、生きた豚等の移動制限、飼育豚における飼養衛生対策の強化、飼育豚及び野生イノシシにおけるサーベイランスの強化等を行うこととされている。

(4) 豚コレラの発生状況

ア 飼育豚：飼育豚についてはパッシブサーベイランス並びに種豚及び肥育豚を対象にした年1回以上のアクティブサーベイランスを実施。この中、2006年3月から4月にかけて、ノルトライン＝ヴェストフアーレン州北部の飼育豚で、豚コレラの発生（計8頭）が確認されたが、その後、飼育豚における発生は確認されていない。

イ 野生イノシシ：2005年10月以降、非清浄地域4州の一部地域（以下の3地区）において発生が確認されている。ただし、2009年8月以降、野生イノシシにおけるウイルス検出事例は確認されていない。

- ・ アイフェル地区：76頭（2005年10月～2007年7月）
- ・ ヴェスター＝ヴァルト地区：44頭（2009年1月～7月）
- ・ フアルツ地区：8頭（2009年3月～4月）

(5) 野生イノシシへのワクチン投与及びサーベイランスの状況

ア 上記(4)のイの3地区において、野生イノシシを対象とした経口ワクチンの投与を実施した。

- ・ アイフェル地区：2005年12月～2010年3月
- ・ ヴェスター＝ヴァルト地区：2009年3月～2012年3月
- ・ フアルツ地区：2009年4月～2012年3月

イ 3地区を含む非清浄地域4州における野生イノシシに対するサーベイランスは、現在、

- ① 死体で発見された全ての野生イノシシ
- ② 狩猟された30kg未満の全ての野生イノシシ

を対象に、血清学的検査及びウイルス学的検査を実施している。3地区における血清学的検査の結果は下表のとおりであるが、（3地区を含む）非清浄地域4州におけるウイルス学的検査はすべて陰性、非清浄地域4州の3地区以外の地域における血清学的検査はすべて陰性が確認されている。

抗体のみ陽性の事例は、過去のワクチン投与によるワクチン抗体又はワクチン抗体の移行抗体、感染抗体の可能性があるが、野生イノシシへのワクチン投与が2012年3月まで実施されたことを考慮すると、特に2歳以下の抗体陽性事例は感染抗体であることを否定できず、2014年においては、この年齢区分での抗体のみ陽性の事例がヴェスター＝ヴァルト地区において25頭確認された。

## [血清学的検査（エライザ）の結果]

	2013年		2014年（1～10月）	
	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
アイフェル	585	5	121	1
ヴェスター＝バルト	5,989	630	991	36※2
ファルツ	586	47	158	0

※上記3地区は過去のワクチン投与地域であることから、ドイツ当局は、当該3地区でのエライザ陽性事例は、ワクチン抗体又は移行抗体によるものと考え、中和抗体検査は実施していない。

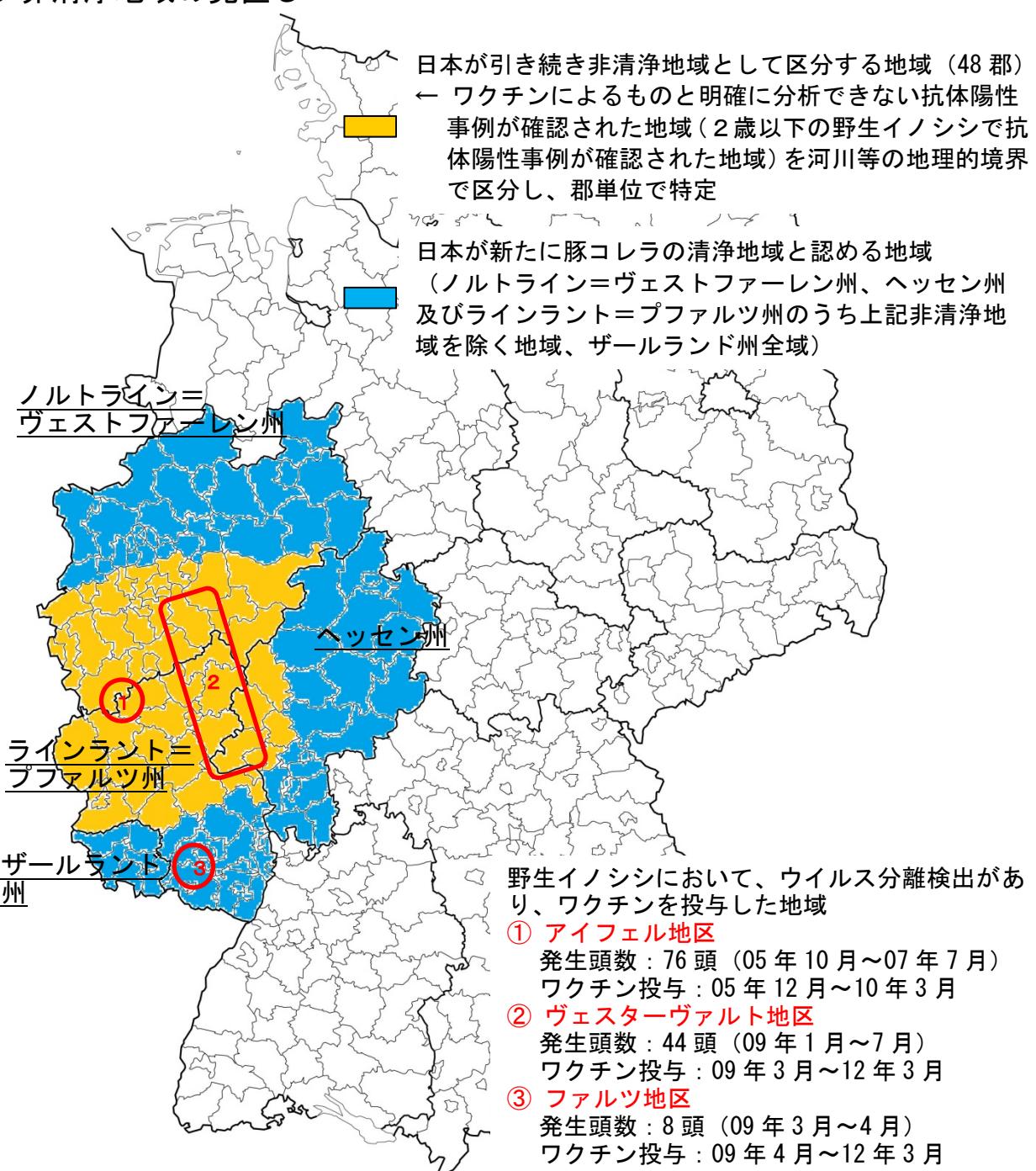
※2：36頭のうち2歳以下の豚は25頭

### 3. 総合評価

- (1) ドイツにおいては、2006年5月以降、飼育豚における豚コレラの発生は抗体のみ陽性の事例も含め確認されていない。また、野生イノシシについては、2009年8月以降、ウイルス学的検査で陽性となった事例は確認されていない。
- (2) 2012年3月にワクチン投与を全面中止して以降、野生イノシシにおける抗体陽性率は明らかに減少しているが、2014年10月まで、依然として抗体のみ陽性の事例が散見されている。ドイツ当局は、これら抗体陽性事例は、過去にワクチンが投与された地域で確認されていることから、ワクチン抗体又はワクチン抗体の移行抗体によるものと分析している。
- (3) しかしながら、ワクチン抗体又は移行抗体によるものと分析できない年齢の野生イノシシの抗体陽性事例も散見されることから、抗体陽性となった理由がワクチンによるものと明確に分析することはできず、野外におけるウイルス循環を完全に否定することはできない。
- (4) このため、現時点で、ドイツ全土を豚コレラ清浄と評価することは困難であるが、
  - ① 2012年3月にワクチン投与を全面中止して以降、野生イノシシにおける抗体陽性率は明らかに減少していること
  - ② 抗体陽性事例は野生イノシシのみで確認され、かつ、過去にワクチンが投与された地域に限定されていることから、非清浄地域の範囲を、現在の4州から、ワクチンによるものと明確に判断できない抗体陽性事例が確認された地域に見直し（縮小）し、それ以外の抗体陽性事例が確認されていない地域からの生鮮豚肉の輸入を再開しても差し支えないものと考えられる。
- (5) さらに、今回の見直しにより、引き続き非清浄地域と区分した地域については、1年間にわたってワクチンによるものと明確に判断できない抗体陽性事例が確認されず、野外におけるウイルス循環がない、と判断される場合には、当該非清浄地域を清浄地域と認めて差し支えないものと考えられる。

## ● 非清浄地域の見直し

(参考)



## ● 3 地区の抗体陽性率（全年齢）

